

福祉援護センター（かがみ田苑）
運営の評価と今後の方針
（一部抜粋）

I 地域の社会資源として不足している事業の実施

① 就労者を送り出すシステムづくり

前回の見直し時の考え方

横須賀市の地域に存在していない「就労移行支援事業」と不足している「就労継続支援事業B型」を実施することにより、「就労者を送り出すシステムづくり」を目指します。

利用者の多様な働き方を尊重し、企業の視点も併せ持った支援を実施できる「就労支援員（常勤職員）」を配置し、企業との橋渡しを行うとともに、企業等への実習の拡大を行うなど、積極的な就労支援の展開を目指します。

一方、就労につなげたり、就労を継続するために必要な家庭等における生活支援を実施するとともに、卒苑して就労した人へのフォローも実施していきます。

また、就労援助センターや特別支援学校、地域の作業所等との連携を図りながら、様々な情報を共有するとともに、利用者への就労支援について連携を深めていきます。

【取り組みのポイント（具体的内容）】

- 「就労移行支援事業」及び「就労継続支援事業B型」の実施
- 「就労支援員」1名の常勤配置
- 企業等への実習の拡大
- 利用者の多様な働き方を尊重し、企業の視点も併せ持った支援の実施
- 就労につなげる又は就労を継続するために必要な家庭等における生活面への支援の実施
- 卒苑して就労した人へのフォローの実施
- 就労援助センター、特別支援学校進路担当や地域の作業所等との積極的な連携

【現 状】

- 就労移行支援事業では、清掃活動を中心として就労に向けての意識や技術の向上を図り、就労継続支援B型事業では、意識の向上や就労へのステップアップができるよう、利用者の特性や希望などを考慮しながら、農園班・清掃班・食品班の3班体制で支援を行っている。
- 就労に向けて、基本となる挨拶や身だしなみの意識づけを行うと共に、企業見学・実習などにも取り組んでいる。
- 障害者雇用促進法の改正により法定雇用率が段階的に引き上げられていることに伴い、企業からの障害者の求人が多くなっており、平成29年度は5名、平成30年（9月現在）で2名の方の就労が実現している。
- また、就労後も、企業の担当者との連携を密にとり、定期的な企業訪問を行ったり、問題発生時に企業側と会議を持ったりするなどのフォローを続け、定着に向けた支援を行うとともに、企業との良好な関係を築くことで、次の就労につながるよう努めている。
- 就労援助センターと連携し、求職情報の共有、就労希望者の情報共有・支援、就労者の定着支援などを行い、また、特別支援学校とは卒業生の情報共有や定期的な情報交換を行っている。なお、かがみ田苑から地域作業所に移行する利用者がいないため、地域作業所との連携は行えていない。

【課 題】

近年、横須賀三浦地区に就労移行支援事業所は6ヶ所、就労継続支援B型事業所は19ヶ所に増え、就労移行支援事業については、定員割れが起きている事業所もある。

かがみ田苑でも、就労移行支援事業・就労継続支援B型事業ともに利用者が減少しており、新規の利用者増加が見込めない状況である。

平成29年度の利用率 就労移行支援事業（定員10名）：54.0%

就労継続支援B型事業（定員40名）：35.0%

【今後の方針】

- 就労移行支援事業については、可能な者は一般就労への移行を目指すとともに、特別支援学校高等部卒業生が就労継続支援B型を利用する際に必要な就労アセスメントを行う機会を確保するため、継続して実施する。ただし、利用実態等を考慮して、定員を減らす（定員10名→6名）。
- 就労継続支援B型事業についても、特別支援学校高等部卒業生の受け皿としての機能を重視し、将来的な就労移行支援への移行や一般就労の可能性の見極めを行う場として継続して実施する。ただし、利用実態等を考慮して、定員を減らす（定員40名→14名）。
- 送り出した就労者がより確実に職場に定着できるよう、障害福祉サービスとして平成30年度に創設された就労定着支援事業を新たに実施する。

I 地域の社会資源として不足している事業の実施

② 特別支援学校卒業生の受け入れ

前回の見直し時の考え方

「明確な利用目的を持った人の受け入れ」⇒「個別支援計画に基づいた利用期間を設定」⇒「利用目的を達成するための適切な支援の提供」⇒「利用期間が終了する際の次の進路先を確保するための取り組みの実施」⇒「卒苑して次の進路先に進んだ人へのフォローの実施」により、訓練等のための通過型施設としての位置づけを明確にします。

そのため、「心理担当職員（常勤職員）」と「地域移行支援員（常勤職員）」を配置し、個別支援計画の充実・現状診断会議の実施・特別支援学校進路担当や地域作業所等との積極的な連携など、必要な取り組みを実施します。

なお、増え続ける特別支援学校等の卒業生の受け入れを引き続き行っていくため、利用期間については、個別支援計画に基づいた利用期間（6年以内）を設定します。ただし、個別支援計画により真にやむを得ない事情がある場合には、6か月以内の期間を定めて延長できるものとします。なお、その延長期間が終了する際に、やむを得ない事情が継続している場合には、同様の方法により延長期間の更新を繰り返し行うことも可能とします。

【取り組みのポイント（具体的内容）】

- 明確な利用目的を持った施設利用
- 「個別支援計画」に基づいた利用期間の設定（6年以内。ただし、「個別支援計画」により真にやむを得ない事情がある場合には6か月以内の期間を定めて延長が可能）
- 訓練等のための通過型施設としての位置づけの明確化
- 次の進路先（作業所や就労等）を確保する取り組みの充実
- 卒苑して次の進路先（作業所や就労等）に進んだ人へのフォローの実施
- 「心理担当職員」1名及び「地域移行支援員」1名の常勤配置
- 「現状診断会議」の実施
- 特別支援学校進路担当や地域作業所等との積極的な連携

【現 状】

- 毎年継続して養護学校卒業生の受け入れを行っている。
(平成28～30年度 第1かがみ田苑：2～5名 第2かがみ田苑：1～5名)
- 利用者の適性や障害特性などを考慮して受け入れを行い、利用期間（6年以内）をもとに個別支援計画を作成し、支援を実施している。
また、1年、3年、6年目の利用者にはケースワーカーを交えた現状診断会議を実施している。
- 個人面談等を実施しながら、利用者本人の適性や障害特性、家族の希望等を踏まえて移行先を探し、移行先と連絡を取りながら実習に繋げている。
- 随時、施設間のネットワークを活用して施設の空き情報等の把握に努めている。
- 生活介護事業では、平成30年度、37名中14名が6年超えの利用者となっている。なお、他の事業では6年を超える利用者はいない。

【課 題】

- 特別支援学校高等部では、行動障害等のある重度の知的障害者や重度の肢体不自由者（医療ケアが必要な人を含む）の卒業後の進路先の確保に苦慮している。
また、かがみ田苑を利用できても、送迎手段の確保ができずに、週5日通所することが困難で、他事業所との併用が必要なケースが多くなっている。
- 生活介護事業の利用者については、重度の障害を持つ利用者が多いため、相応しい移行先が見つからず、やむを得ず利用期間が6年を超えてしまうケースが多い。

【今後の方針】

- 生活介護事業については、特別支援学校高等部卒業生の受け皿としての機能を強化するため、定員を増加させる（定員34名→60名を目指す）。
なお、定員増については、重度の利用者の受け入れを行うことから、支援体制や施設整備等の状況をみながら行うものとする。
- 生活介護事業の利用者が円滑に通所できるようにするため、また、移動支援との役割分担を明確にするために、送迎体制の充実を図る。
- 生活介護事業の利用期間については、増え続ける特別支援学校等の卒業生の受け入れを引き続き行っていくため、これまでと同様、6年以内とする（個別支援計画により真にやむを得ない事情がある場合の期間延長（繰り返しの更新）についても同様）。
ただし、就労系のサービス（就労移行支援・就労継続支援B型）の利用期間については、両サービスを通算して最大6年間とし、延長は行わない。

I 地域の社会資源として不足している事業の実施

③ 支給決定に有効期限のあるサービスの実施

前回の見直し時の考え方

「就労移行支援事業」や「自立訓練（生活訓練）」などの支給決定に有効期限（最大3年間）のあるサービスは、定期的に施設を退所する人が出るため、利用者が定員を下回るリスクがあります。このため、民間事業者が実施しにくい側面があり、地域の社会資源として不足しているため、今後、福祉援護センターが実施していく必要があると考えています。

なお、有効期限（最大3年間）があるため、利用期間内に利用目的を達成するための「より効果的な個別支援計画の作成」や「現状診断会議の実施」などにより、次の進路先を確保するための取り組みを充実させます。

【取り組みのポイント（具体的内容）】

- 「就労移行支援事業」及び「自立訓練（生活訓練）事業」の実施
- 次の進路先（作業所や就労等）を確保する取り組みの充実
- より効果的な「個別支援計画」の作成及び「現状診断会議」の実施

【現 状】

- 就労移行支援事業では、「横須賀市民防災センターあんしんかん」の清掃業務を行うなど、就労継続支援B型事業とは異なる環境を作り出し、より就労している状況に近づけた支援を行っている。

障害者雇用促進法の改正による法定雇用率引き上げに伴い、企業の積極的な障害者雇用が目立っており、就労移行支援事業の利用者は減少傾向にある（平成30年度の利用者は3名）。

- かがみ田苑の生活介護事業が最重度利用者への支援内容になっていることから、自立訓練事業は、就労には及ばない利用者の支援拠点としての役割を担っている。
現在、利用者はいない。

【課 題】

- 就労移行支援事業では、かがみ田苑のみならず、地域全体の就労系事業所の利用者不足が続いており、就労に出した人数と同じ人数の利用者をすぐに確保することが難しいため、今後も利用者が少ない状態が続くと予想される。
- 自立訓練事業では、比較的重度の利用者が多く、3年で他施設に移行することが難しい（平成29年度の利用者3名のうち、他施設に移行できた利用者は1名。他の2名はかがみ田苑生活介護に移行）。

利用希望者は少数であり、今後もこの状態が続くものと予想される。

[移行が困難な理由]

- ・本人の能力と保護者の希望に乖離があり、実習結果がよくても保護者が移行に踏み切れない。
- ・実習を行っても、環境等が合わずに断られてしまう。
- ・体調（発作等）管理を優先にしたため実習に慎重になったケース。

平成29年度の利用率 就労移行支援事業（定員10名）：54.0%

自立訓練事業（定員6名）：34.4%

【今後の方針】

- 就労移行支援事業については、特別支援学校高等部卒業生が就労継続支援B型を利用する際に必要な就労アセスメントを行う機会を確保するため、民間の事業所の負担を考慮し、継続して実施する（ただし、定員は10名→6名に減員）。
- 自立訓練事業については、生活介護中で行われる支援の中で日常生活の自立に向けた取り組みが可能であることから、廃止する。